

北海道高等学校DX加速化推進に向けた域内横断的な取組事業企画・運營業務
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務概要

- (1) 業務名：北海道高等学校DX加速化推進に向けた域内横断的な取組事業企画・運營業務委託
- (2) 目的及び内容：別紙「北海道高等学校DX加速化推進に向けた域内横断的な取組事業企画・運營業務 企画提案指示書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで
- (4) 予算上限額：7,620,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。
- (2) コンソーシアムの構成員又は単独法人は、次の要件を全て満たしていること。なお、コンソーシアムの場合、次のケについては、構成員のいずれか1者以上が要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の間に、国、地方公共団体又は民間事業者と契約した本件と類似・関連する研修業務又は支援業務の実績を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道教育庁学校教育局高校教育課高校教育指導係（担当：佐藤、中村）

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館8階）

電話：011-204-5764

メールアドレス<代表>：kyoiku.kokyol@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

提出期限：令和7年（2025年）6月18日（水）午後5時までに必着

提出場所：(1)に同じ

提出部数：1部

提出方法：持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法等

提出期限：令和7年（2025年）7月2日（水）午後5時までに必着

提出場所：(1)に同じ

提出部数：6部

提出方法：持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

4 企画提案書の作成上の留意事項

別添「企画提案指示書」を参照。

5 最良の提案者の選定方法

企画提案者から企画内容とその考え方を聴取（ヒアリング）し、選定基準に従って採点の上、審査・評価を行い、審査票での順位点が最も高かった者を最良の提案をした者（以下「特定者」という。）として選定する。

ただし、1位の提案者が複数となる場合は、1位の提案者のうち、各委員の審査合計点が最も高い提案者を特定者として選定することとするが、この方法によっても1位の提案者が複数となる場合は、審査合計点が最も高い提案者の中から、くじ引きにより特定者を選定する。

なお、適切な履行確保の観点から、各審査項目の合計点を50点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、全ての審査委員が選定に合意していることを条件とする。

6 プロポーザル審査の考え方・審査基準（審査のポイント）

プロポーザル審査において重視する項目（審査におけるポイント）については、次のとおりである。

(1) 業務の実施体制・業務処理能力等

- ・業務を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な業務処理体制が整っているか。
- ・過去の業務実績等から当該業務の効果的な遂行が期待できるか。
- ・経費見積内容が適正で、本業務の適正な執行ができるか。

(2) 企画提案内容

- ・企画提案が本委託業務の目的を十分に理解し、事業全体の成果が期待できる提案となっているか。
- ・業務量を的確に把握し、妥当性のある業務処理計画となっているか。
- ・事業目的を実現するための取組内容が具体的に記されているか。
- ・業務内容について道に対し、遅延なく報告できる体制が構築されているか。
- ・進捗、予算等の業務管理及び危機管理について、明確に示された提案になっているか。
- ・追加提案は業務を実施する上で効果的なものとなっているか。

7 見積書の提出

特定者を見積書を徴する相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本円

(2) 無効となる提出書類

参加表明書、添付書類及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

プロポーザル審査会（ヒアリング）の日時、場所、実施方法は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会（ヒアリング）への不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。

また、企画提案書を提出する者が5者を超えた場合は、予備審査会を開催することと

し、あらかじめ上位5者を選出するものとする。

(4) 企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加事業者として選定されなかった者及び企画提案参加事業者のうち特定者として選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(5) 契約に関する留意事項

ア 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結後に修正・変更が加えられる場合がある。

イ 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して、提案内容を踏まえて別途提示する。

ウ 知的財産等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理に係る経費は委託費に含む。

エ 著作権等の取扱い

委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を道に移転しなければならない。

オ 再委託の禁止

(ア) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(イ) 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(ウ) 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

(エ) 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(6) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外に無断で使用しないものとする。

エ 提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成するものとする。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え並びに再提出は認めない。

- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。
- キ 審査結果及び特定者名は公表する。
- ク 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできないものとする。
- ケ 業務説明会等は特に行わないが、不明な点等は3の(1)に照会することとし、照会内容については速やかに回答を作成の上、ホームページにおいて公表する。